

その他の戸籍の届出・不受理申出

届出の種類	届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
転籍届	期間なし	戸籍の筆頭者及び配偶者	転籍する者の本籍地もしくは住所地または転籍地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 届出人の印鑑(押印は任意)
分籍届	期間なし	分籍する者(成年者)	分籍する者の本籍地もしくは住所地または分籍地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 届出人の印鑑(押印は任意)
姻族関係 終了届	期間なし	生存配偶者	本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 届出人の印鑑(押印は任意)
復氏届	期間なし	生存配偶者	本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 届出人の印鑑(押印は任意) ▪ マイナンバーカード (氏の変更がある方のみ)
氏(名)の 振り仮名の 変更届	期間なし	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 氏 戸籍の 1. 筆頭者 2. 配偶者 3. 在籍者 <p style="text-align: right;">の順</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 名 振り仮名を届け出る者 (15歳未満の場合は法定代理人) 	本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 届出人の印鑑(押印は任意) ▪ 変更許可の審判書謄本 ▪ 審判確定証明書(氏の振り仮名の変更届の場合)
不受理申出 (<u>法務省パンフレット</u> もご確認ください。)	期間なし	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 婚姻届 夫になる者及び 妻になる者 ▪ 離婚届 夫及び妻 ▪ 養子縁組届 養子になる者及び 養親になる者 (養子になる者が15歳未満の場合は法定代理人) 	本籍地もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 申出書 ▪ 本人確認書類 官公署が発行した写真付の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど) その他については<u>本人確認</u>をご確認ください <p>※いずれも原則として<u>申出人本人</u>の来庁が必要です。</p>

		<ul style="list-style-type: none">▪ 養子離縁届 養子及び養親 (養子が 15 歳未満の場 合は離縁後の法定代理 人) ▪ 認知届 認知する父		
--	--	---	--	--